

令和5年度

秋田県内部統制評価報告書審査意見書

秋 田 県 監 査 委 員



監 委 - 614  
令和6年9月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県監査委員 今 川 雄 策  
秋田県監査委員 三 浦 英 一  
秋田県監査委員 嶋 貢  
秋田県監査委員 半 田 直 樹

令和5年度秋田県内部統制評価報告書  
審査意見書について

令和6年7月23日付けで提出された令和5年度秋田県内部統制評価報告書について、秋田県監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に定める審査を実施したので、次のとおり意見書を提出します。



# 令和5年度秋田県内部統制評価報告書審査意見書

## 第1 審査の対象

「令和5年度秋田県内部統制評価報告書」

## 第2 審査の方法

内部統制の整備状況及び運用状況や、内部統制部局評価書などの評価に係る資料等を確認するとともに、内部統制推進部局及び評価部局に説明を求めた上で、次の観点により審査を実施した。

- ・ 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されているか。
- ・ 事務ミス発生時の対応が適切に行われているか。
- ・ 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。
- ・ 「令和4年度秋田県内部統制評価報告書審査意見書」を踏まえた改善等が適切に行われているか。

## 第3 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

審査の結果、財務に関する事務に係る内部統制について、運用上の重大な不備があることから、評価対象期間において有効に運用されていないとした評価結果の記載は、重要な点において、相当であると判断した。

### 2 意見

内部統制を一層充実・推進し、「秋田県内部統制に関する方針」に掲げる目的の達成に資するよう、次のとおり意見を付する。

#### (1) リスク対応策の実効性の確保について

令和3年度、4年度に続き、確認シートの記載事項を十分に確認しなかったことに起因する事務ミスが発生しており、確認シートによるチェックの形骸化が懸念される。国のガイドラインの改正により、不正を未然に防ぐ取組が重要であるとされたことも踏まえ、各課所においてリスク対応策が着実に実施されるよう、所要の措置を講じられたい。

## (2) 個人情報の適切な管理について

令和5年度を対象とした定期監査において、委託業務に係る個人情報取扱特記事項が遵守されていないなど、委託業務に関する個人情報の取り扱いが適切でない事例が多く見受けられた。

個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合など、個人情報取扱事務の執行に当たっては、個人情報保護法等の適切な運用が行われるよう、内部統制推進部局と個人情報保護事務担当部署とが連携して、各課所への指導に努められたい。

## (3) 重大な不備に当たるかの判断基準について

整備上の不備若しくは運用上の不備が重大な不備に当たるかの判断は、国のガイドラインに基づき、大きな経済的・社会的不利益の発生の有無を基準としているが、制度導入から4年が経過し、運用の中で顕在化した課題もあることから、それを反映した県独自の判断基準の整備を検討されたい。